

随意契約及び比較見積りを徴取しない理由書

工事名称 : 一級河川 木津川外 三軒家水門外巻取ケーブル外補修工事

西大阪治水事務所の所管する三軒家水門及び安治川水門は、高潮及び津波発生時に閉鎖、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たし、高潮時等に安全で確実な動作が求められる重要な防災施設である。

本工事は、三軒家水門の巻取ケーブル補修及び安治川水門の主水門扉体補修をおこなうものである。

当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社独自の技術や設計で製作されている。従って、本工事を履行するにあたっては、当該機器の設計・製作において、その機能・構造に精通していることが必要な上、当該機器の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

以上のことから、本工事を履行できるのは当該機器の設計、製作、据付を行った日立造船株式会社以外にその能力を有するものがないため、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を省略し、同社のみより見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。